

## 当取引所算出指数の国内における上場投資信託（ETF）へのライセンス付与について

当取引所におきましては、当取引所に多様なETFを上場して頂くに際し、手続きの透明性や公平性の観点等も踏まえ、当取引所が算出する指数を利用して国内ETFを組成・上場する場合のライセンス付与に関する取扱いを下記に取りまとめておりますのでご参照ください。

### 記

#### I. ライセンス付与の基本方針

当取引所は、ライセンス取得希望社の組織体制及びETFの組成・上場・販売計画、期待される流動性等を総合的に勘案し、ライセンス付与を行います。

#### II. ライセンス付与の取扱い

##### 1. 既存算出指数<sup>1</sup>の取扱い

（取扱い）

- ① 原則として、申込み順にライセンス取得の申出を受け付けます。
- ② ライセンスの申出が同時期に複数以上となった場合、当取引所は、ライセンス取得希望社の契約条件等を総合的に勘案してライセンス付与の決定を行います。

##### 2. 新規算出指数の取扱い

（取扱い）

- ① 当取引所が、ライセンスの受付期間（1ヶ月程度）を公表し、当該期間にライセンス取得の申出を受け付けます（当該期間のライセンス取得の申出は同順位とします）。この場合、ライセンス取得希望社は、当取引所に対してライセンス料を提示<sup>2</sup>していただきます。
- ② ライセンスの申出が受付期間中に複数以上となった場合、当取引所は、ライセンス取得希望社の契約条件等を総合的に勘案し、ライセンス取得希望社が提示するライセンス料を基にライセンスの付与の決定を行います。
- ③ 先行利用の申出につきましては、原則として、先行利用期間は上場後6ヶ月以内とします。なお、先行利用の契約は複数のライセンス取得希望者に対しても行う場合があります。
- ④ 受付期間中にライセンス取得の申出がない場合、上記II. 1. の取扱いとします。

---

<sup>1</sup> ただし、先行利用の契約（ライセンス希望社の申出により、他のライセンス希望者（潜在的なライセンス希望者を含む。）より一定の先行期間を設けてETFを上場する条件を盛り込んだ契約）の対象となる指数を除きます。なお、国内で上場しているETFの対象指数となっている既存算出指数及び新規算出指数を対象に先行利用の申出を受けた場合、一定期間、ライセンスの付与を行わない場合があります。

<sup>2</sup> 当取引所が提示するライセンス料以上の水準とします。なお、「当取引所が提示するライセンス料」は東証が別途定めます。具体的な当該ライセンス料につきましては、直接お問い合わせください。

- ⑤ カスタム指数や他社の協力を得て開発した指数については、当該指数の関係者からのライセンス取得が優先される場合があります（当該指数に該当するか否かは公表時にその旨を明示します）。

本件に関するお問い合わせ先

株式会社東京証券取引所 情報サービス部 クライアントリレーションズ

TEL: 03-3666-0141（代表） Email: [index-license@jpx.co.jp](mailto:index-license@jpx.co.jp)